

面ヲ以テ事業主ニ申告罷業ニナリ同時ニ他工場ニ働き掛ケ  
タルタメ翌二月五日ハ

江戸川工造井町ニノ四一八 百竹染工場  
外十一工場カ次ヲ二月六日ハ

足立区保木町一 堤染色工場

外十六工場カ各様要求ヲ提出シテ罷業ニナリ更ニ同類ハ全  
面的ニ波及シテ二月十日迄ノ間合計五十一工場カ罷業(組合  
員ハ全負罷業)ナリタルモ非組合員ノ多キ工場ハ之等ノ後  
業員ノミニテ作業ヲ繼續セル工場モアリ詳細別表ノ通り  
ヲ為スニ至レリ

(2) 事業主側ノ状況

事業主側タル東京染色加工同業組合(東京埼玉 神奈川、  
一府二縣散在ノ工場一ニ〇ヲ以テ組織セルモノ)ニ在リテ  
ハ二月五日

日本橋区村松町千六 伊勢由倶楽部

ヲ対策本部トシテ全工場主ノ出席ヲ求メテ種々協議ノ結果  
従来従業員ノ要求ニハ可ナリ無理カアリタル場合モ東京中  
秋産業ノ発展ノためニ之ヲ容認シ来レルカ今回、如ク団体協  
約ニ基ク債銀償還ヲ而カモ昨年度ニ比シ約一割弱ノ値上リ  
ヲ以テセル債銀償還ヲ行動ヲ以テ破産セントセルハ不都合  
ニ付斯ウシタ状態ノため本年度ノ中秋生産力全減スルト虽  
モ此ノ際ハ総体従業員ノ要求ヲ容レルハキニアラス  
トテ起メテ強硬ナル態度ヲ決スルニ至リ尔来連日工場主ハ  
右対策本部ニ全負出席シテ一系統レサル統制下ニ其ノ態度  
ヲ持續シ来レリ

(3) 勞働者側ノ状況

組合側ニ在リテハ従来ノ例ニ應ジ各工場ニ於テ罷業ヲ開始  
セバ直ぐニ事業主ハ軟化シ来ルモノト思惑シ居リタル如ク